

公立大学法人島根県立大学と飯南町との包括的連携に関する協定書

公立大学法人島根県立大学(以下「甲」という。)と飯南町(以下「乙」という。)は、以下のとおり包括的連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、人材育成、共同研究、知識基盤社会の形成などの諸分野において相互の協力関係を一層深化させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) まちづくりのための連携
- (2) 国際交流推進のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) 保健・医療・福祉の向上のための連携
- (6) 教育・文化の振興のための連携
- (7) 学術研究のための連携
- (8) その他両者が協議して必要と認める連携

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

(目的外利用の禁止及び秘密保持)

第4条 甲と乙は、この協定に基づき連携協力相手から提供を受けた情報を、第2条に規定する事項にのみ使用するものとし、事前に連携協力相手の承諾を得ている場合を除いて、他の事項への使用及び第三者へ提供してはならない。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからでも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(雑則)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和5年1月23日

公立大学法人島根県立大学
理事長

飯南町
町長

清原正義

塚原隆昭